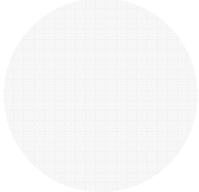
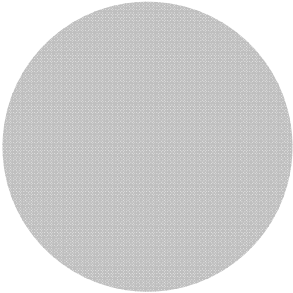
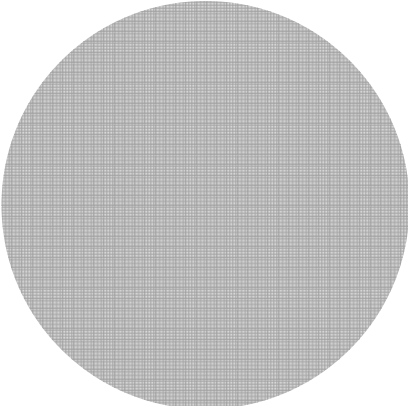




第 2 次 佐用町男女共同参画推進計画

令和 4 年度～令和 8 年度



令和 4 年 3 月

はじめに

令和2年度国勢調査における佐用町の高齢化率は43%を超え、人口も15,863人と減少しています。少子高齢化が進む中、だれもがその個性と能力を十分に発揮し、それぞれの世代や立場で、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現への取り組みは、より一層重要性を増しています。

佐用町では、平成29年度に「佐用町男女共同参画推進計画—みんなが輝く☆きらりプラン—」を策定し、5年間の第1次期間と定め取り組みを進めてまいりました。社会全体として、固定的な性別役割分担意識や社会慣行が未だ残る中ではありますが、この5年間で各分野に新しい女性委員が誕生するなど、少しずつではありますが、確実にその「芽」は育ってきていると感じます。しかしながら、まだまだ十分とは言えません。

さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的・経済的に大きな影響をもたらしており、男女共同参画・ジェンダー平等の重要性を改めて認識する機会となっているほか、人々の暮らしや働き方、社会的経済活動を見直す契機となっております。

この度、第1次計画の内容を継承し、令和4年度から令和8年度を期間と定め「第2次佐用町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。本計画に基づき、男女共同参画の意識づくりや、男女共に活躍できる環境づくり、あらゆる暴力の根絶など、だれもが暮らしやすい社会の実現をめざし取り組みを進めるとともに、町民、事業者、グループ・団体、関係機関等の皆様と連携、協働して取り組みを進めていけるよう、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた「佐用町まちづくり推進会議 生涯学習・スポーツ部会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係の皆様、こころから感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

佐用町教育長 浅野博之

女性たちが災害対応に参画することで

何が変わるか？

何を変えるか？

健全な男性の視点や価値観だけで考えがちな災害対応に

「別の視点」を持ち込むことが大切です。

防災・減災・復興の各段階で

老若男女すべての人の当事者参加の道をひらきましょう。

女性も男性も多様です。

(「女性だから」「男性だから」と言うことで、)

(その人が出来る)分野や可能性を狭めてしまわないように。

「老若男女みんなで考える地域の防災・減災」資料から抜粋

・何もなく日経ち時間が過ぎるといったような生活を送っていましたが、昨今災害が方々で起こり、自分の身にも起こりうることを思います。「年だから。」と言わず自分の出来ることを考えてみたい。

・「男の言い分」「女の言い分」ということがありますが、それぞれの意見をもっと聞いていきたいと思いました。

・災害の時には想定外のことが起こるであろうから、老若男女の特性を生かした参画がいいと思いました。

・男女共に助け合い、受援力(※)も大事とのこと。

※【受援力】支援を受ける力。「助けて」と言える力。

「老若男女みんなで考える地域の防災・減災」参加者意見から抜粋

目次

第1章 計画策定の背景

- 1. 男女共同参画の必要性 1
- 2. 佐用町の人口推移 2
- 3. 男女共同参画推進の動向 5

第2章 計画策定の概要

- 1. 計画策定の趣旨 9
- 2. 男女共同参画の考え方 9
- 3. 計画の性格 10
- 4. 計画の推進期間 10
- 5. 策定の方法 11

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 12
- 2. 基本目標 13
- 3. 持続可能な開発目標（SDGs）の視点 15
- 4. 施策の体系 16

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画に関する意識づくり

- (1) 情報の収集と発信及び啓発活動 17
- (2) 多様な視点のまちづくりの推進 18

基本目標2 男女共に活躍できる環境づくり

【女性の職業生活における活躍推進計画】

- (1) 女性の就業情報の発信と就労支援 20
- (2) 多様な働き方への支援 21
- (3) 仕事や家庭生活の両立支援 22

基本目標3 安全で安心な暮らしの創出

- (1) より多くの視点による安全なまちづくりの推進 23
- (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備 25
- (3) 健康の維持・増進支援 26
- (4) あらゆる暴力の根絶 27

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

基本目標4 女性の活躍推進

- (1) 男女共同参画による地域の担い手づくり 28
- (2) 意思決定への女性参画の推進 29

- 資料編 計画策定の取り組み経過 30

第1章 計画策定の背景

1. 男女共同参画の必要性

近年、わが国では、急速な少子高齢化や人口減少が進んでいます。その主な要因として、晩婚化や晩産化、未婚化などがあげられますが、それらに加え、仕事と家庭あるいは子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。

また、社会の慣習や慣行・しきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、男性・女性に対する偏った意識、いわゆる性別役割分担に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として残っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「今まで」の生活も、経済も、行動も大きな影響を受けています。休業などによる経済的影響や不安、外出自粛によるストレスの増加などがある中、子育てや介護などの女性への負担増加も懸念されています。その反面で、在宅勤務やテレワークの広がりによって、男性にとっても女性にとっても新たな働き方や、男性の家事・育児などへの参画の好機ともなっています。

佐用町では国と同様人口減少が続き、30年前の平成2年（1990年）には23,000人を超えていた人口は、令和2（2020）年には15,863人（令和2年国勢調査）、出生数は63人（令和2年人口動態調査）と減少しています。

このような状況の中、今後の本町のまちづくりを進める上で、女性も、男性も、高齢者も、子どもたちも、みんなの力を無限に生かすことが不可欠となってきました。それぞれが職場、地域、家庭においてさらなる参画を果たし、まちづくりに様々な人たちの知恵やアイデアを生かすことができるよう、多様な視点と担い手を確保していくことが重要です。

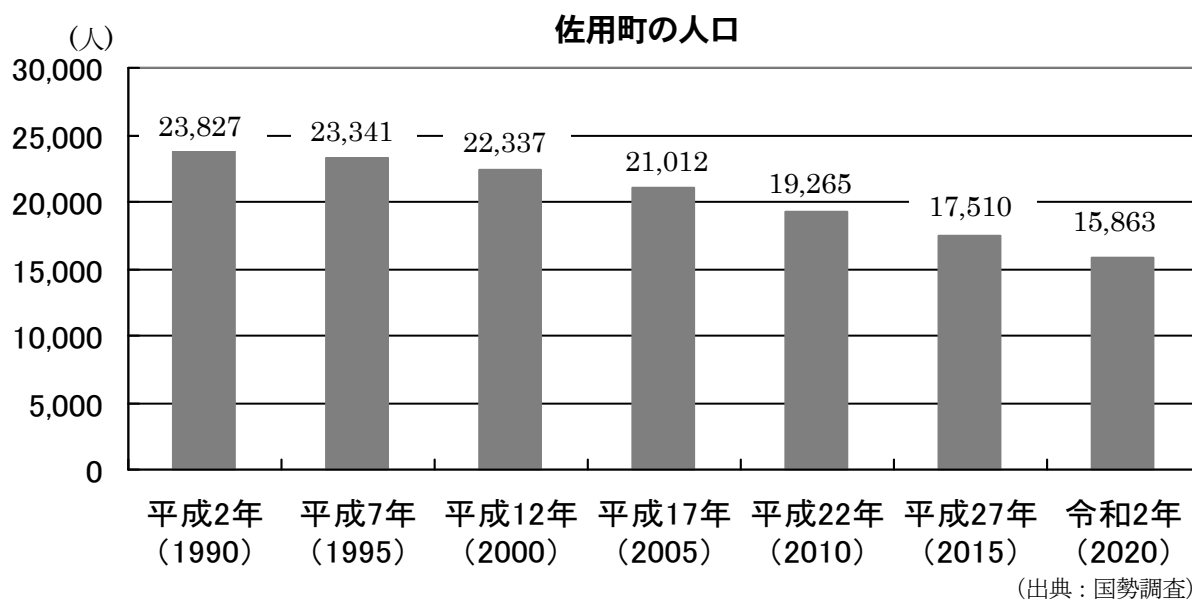
このように「男女共同参画」の推進は、男女とも仕事や家庭生活を両立しながら、地域で安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮することができる佐用町のまちづくりを進める上で、不可欠となってきました。

2. 佐用町の人口推移

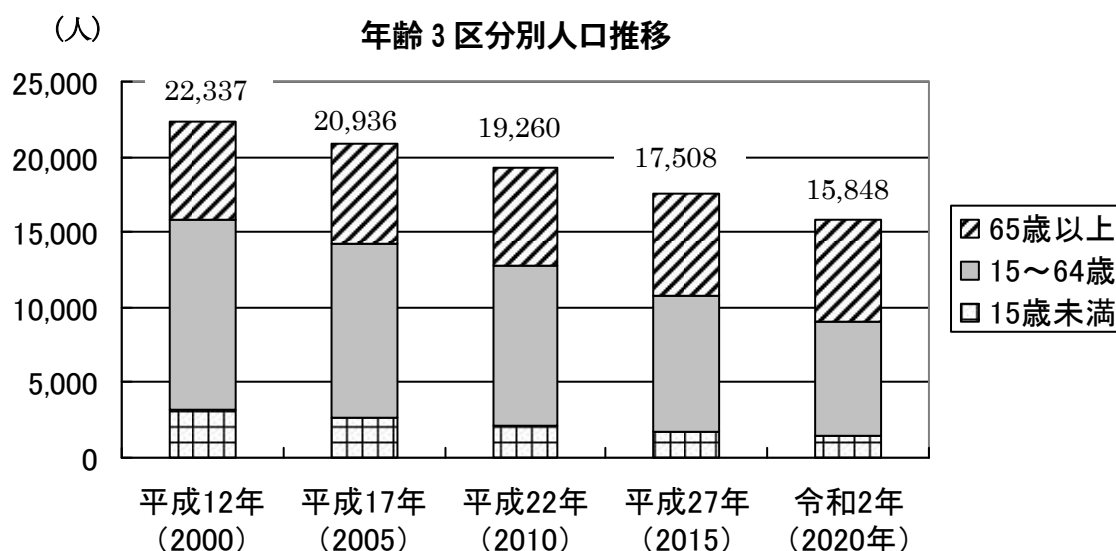
佐用町の人口は、年々減少しています。平成2年（1990年）に23,827人だった人口は、30年後の令和2年（2020年）には15,863人とおよそ7,900人の減少となっています。

人口減少とともに少子高齢化となっている中、だれもがいきいきと活躍するまちをめざすには、老若男女すべての人がそれぞれの場所で、それぞれの立場で活躍できることが重要となります。

佐用町の近年の人口推移は、次のようになっています。



佐用町の人口を、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（老年人口）の3区分で見ると、15歳未満人口と、15～64歳人口が減少しているのに対し、65歳以上人口は増加しています。総人口が減少していることから、高齢化率（65歳以上人口の割合）が高くなっていることがわかります。



年齢3区分別人口推移

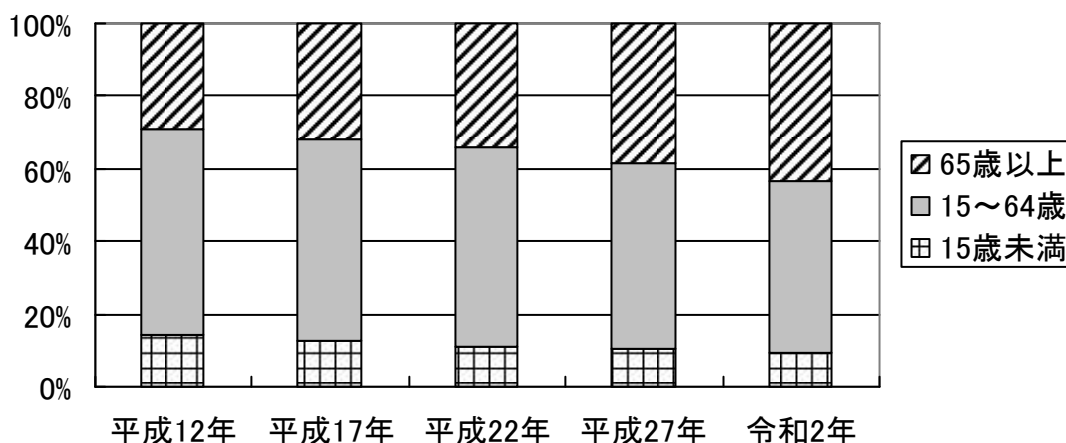
(人)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
65歳以上	6,517	6,657	6,544	6,695	6,853
15～64歳	12,631	11,629	10,556	9,026	7,533
15歳未満	3,189	2,650	2,160	1,787	1,462
総人口	22,337	20,936	19,260	17,508	15,848

※総人口は年齢不詳を除いた値

(出典：第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略、国勢調査)

年齢3区分別人口割合の推移



年齢3区分別人口割合の推移

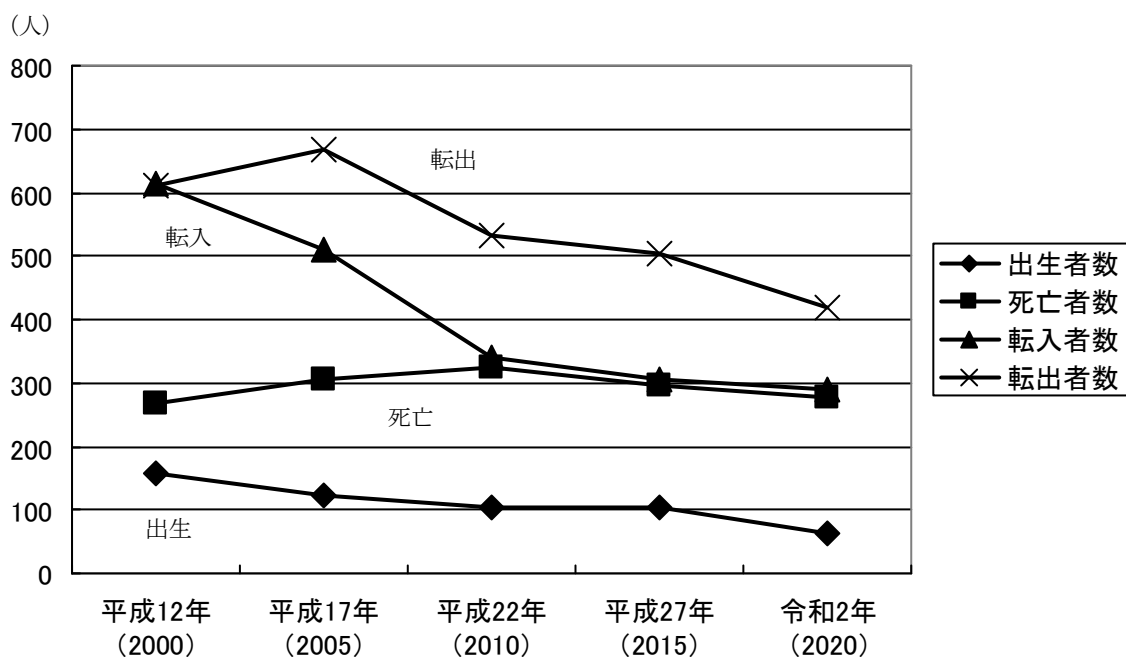
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
65歳以上	29.2 %	31.8 %	34.0 %	38.2 %	43.3%
15～64歳	56.5 %	55.5 %	54.8 %	51.6 %	47.5%
15歳未満	14.3 %	12.7 %	11.2 %	10.2 %	9.2%

※年齢不詳を除いた値

(出典：第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略、国勢調査)

佐用町の出生者数、死亡者数、転入者数、転出者の推移は、「自然増減」では、死亡者数が出生者数を上回っており、「社会増減」については転出者数が転入者数を上回っています。自然減、社会減どちらの影響も受け、人口減となっています。

自然増減・社会増減の推移



自然増減・社会増減の推移

(人)

		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
自然 動態	出生者数	158	123	104	105	63
	死亡者数	267	306	324	295	278
社会 動態	転入者数	614	509	341	304	289
	転出者数	612	669	531	505	420

(出典：第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略、人口動態)

3. 男女共同参画推進の動向

男女共同参画をめぐる動向は、次のとおりです。

年	世界	日本	兵庫県
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 	
昭和 52 年 (1977 年)	国連婦人の 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」設置 	
昭和 54 年 (1979 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 	
昭和 55 年 (1980 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	
昭和 56 年 (1981 年)	S51 ↳ S60	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和 60 年 (1985 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」の改正 ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	
昭和 62 年 (1987 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 	
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会議 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ」将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定
平成 4 年 (1992 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センター開設
平成 6 年 (1994 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) 	
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・男女共同参画推進連絡会議発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定

年	世界	日本	兵庫県
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置 (政令) ・「男女雇用機会均等法」改正 	
平成 11 年 (1999 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 (法律) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 14 年 (2002 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくり条例」制定 ・県立女性センターの名称を県立男女共同参画センターへ変更
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子高齢化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「労働基準法」改正 	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス (※1)) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
平成 17 年 (2005 年)		「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女共同参画プラン 21 (後期実施計画)」策定 ・「兵庫県 DV 基本計画」策定 ・「ひょうご子ども未来プラン」策定

年	世界	日本	兵庫県
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参加加速プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の参加加速プログラム」策定 	
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県 DV 基本計画」改定 ・ひょうご仕事と生活センター開設
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー（※2）平等と女性のエンパワメント（※3）のための国連機関）正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県 DV 基本計画」改定（「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」に改称）
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）（※4）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご男女いきいきプラン 2020」策定

年	世界	日本	兵庫県
平成 29 年 (2017 年)		・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	
平成 30 年 (2018 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」制定	
令和元年 (2019 年)		・「女性活躍推進法」改正	
令和 2 年 (2020 年)		・「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定	
令和 3 年 (2021 年)			「ひょうご男女いきいきプラン 2025」策定

※1 【ワーク・ライフ・バランス】

働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

※2 【ジェンダー】

生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習など、社会によって作られた「男性像」「女性像」のこと。「社会的・文化的に形成された性別」。

※3 【エンパワーメント】

男女共同参画の分野で女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などのあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。また主体的な存在となり力を発揮して行動していくこと。

※4 【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)】

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意。

第2章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会の形成」とは、「男女共同参画社会基本法」において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」(第2条)とされています。

佐用町では平成29年(2017年)3月に「佐用町男女共同参画推進計画—みんなが輝く☆きらりプラン—」を策定し、「～お互いの「ありがとう」から広がるこころの和～老若男女(だれも)が認め合い活躍するまち 佐用」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

この度、「佐用町男女共同参画推進計画」の計画期間が終了するにあたり、これまでの成果や課題を分析し、新型コロナウイルス感染症拡大などにより大きく変化した社会の中で、一人ひとりが自らの選択で自由に生き生きと暮らし、社会のあらゆる場面で個性を發揮し、輝くことができるまちをめざして「第2次佐用町男女共同参画推進計画」を策定します。また、この計画には2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された国際目標「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」の視点を取り入れます。

2. 男女共同参画の考え方

家庭・地域・職場などのあらゆる場に参画する人々の意識はそれぞれであり、仕事に専念したい人、子育てに専念したい人もいれば、子育てをしながら仕事や地域活動をしたい人なども存在します。

しかし、子育てをしながら仕事や地域活動をしたいと思っても、それを阻害する環境や考え方があると考えられます。

男女共同参画社会の実現には、性別にとらわれず、一人ひとりの考え方や生き方を認め合う環境が不可欠です。

3. 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(※1) 第14条第3項の規定に基づき策定する「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(※2) 第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- (3) さらに、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(※3) 第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- (4) その他、町の最上位計画である「佐用町総合計画」をはじめ、「佐用町子ども・子育て支援事業計画」や「佐用町生涯学習推進計画」など、関連する計画との整合性を図ります。

4. 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
期 間	→										
	計画見直し	第2次計画推進期間									
						計画見直し	第3次計画推進期間				

※1 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項を定めた法律。

※2 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために制定された法律。

※3 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

男女共同参画社会基本法の理念に沿い、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化などに対応できる豊かで活力ある社会を実現するために制定された法律。

5. 策定の方法

佐用町の生涯学習を振興し、地域自治の担い手である町民と行政との協働によるまちづくりを進めるために設置されている「佐用町まちづくり推進会議」の「生涯学習・スポーツ部会」にて検討・協議・提言をいただきました。

また、役場内の関係課で編成する「生涯学習推進計画」ワーキングチームにて、施策及び事業の洗い出しを行うほか、今後の方向性などを協議・検討しました。

この他にも、男女共同参画に関する講演会やセミナーなどの、参加者の皆さんのご意見も計画に反映しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

佐用町は、だれもがいきいきと暮らすことができる「人権尊重のまちづくり」を推進してきました。今後も引き続き、一人ひとりがお互いを認め合い、性別に関係なく、個人の能力を活力あるまちづくりに生かしながら、男女共同参画社会を構築します。また、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成・決定に共同で参画する機会が確保されることをめざします。

さらに、男女の相互協力と社会の支援のもとに、子育て・介護その他の家庭生活と、学校、職場、地域などの家庭生活以外の活動と両立し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができ、あらゆる場面で男女共同参画の促進が配慮されることをめざします。

「佐用町男女共同参画推進計画—みんなが輝く☆きらりプラン— 平成 29 年度～平成 33 年度」では、「～お互いの「ありがとう」から広がるこころの和～ **老若男女(だれも)が認め合い活躍するまち 佐用**」を基本理念として計画を推進してきました。第2次計画ではこれまでの理念を継承し、価値観も考え方も多様化している現代において、お互いに感謝の気持ちを持ちながら、認め合い、自分らしくいきいきと暮らしていける社会になるよう基本理念を次のとおりとします。

**だれもが認め合い 互いに感謝し
自分らしくいきいきと暮らせるまち 佐用**

2. 基本目標

基本理念に沿って、基本目標を次のとおり定めます。

1. 男女共同参画に関する意識づくり

- あらゆる場面での男女の平等感は、「男性が優遇されている」という認識が高い状況にあります。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による固定的役割分担に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が強くあります。
- 男女共同参画に対する全国的な取り組みや関心が高まる一方、身近な場における学習機会や経験が少ない状況にあります。
- 社会通念や慣習、しきたりや固定的な概念によって、一人ひとりが希望するライフスタイルの実現が妨げられないよう、意識の醸成を図る必要があります。
- 性別に関係なく、一人ひとりがお互いの個性や価値観を尊重し、認め合うことができるよう、情報提供や啓発、生涯を通じた学習機会の充実などを通じ、男女共同参画の意識をはぐくむとともに、意識改革を推進します。

2. 男女共に活躍できる環境づくり

- 国では、平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」や、令和元年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度が整備されてきました。
- 佐用町でも今後、自らの意思で働き、働こうとする男女が、自ら希望するバランスで働き方や生き方ができる社会をめざすとともに、女性の就業機会の拡大や、仕事と家事、子育て、介護を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む必要があります。
- 一人ひとりが希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場への支援の充実や情報提供を図ります。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」に関する施策を整理し、自らの意思で職業生活を営むこと、また営もうとすることで個性と能力が発揮できるよう、職業生活での活躍を推進します。

3. 安全で安心な暮らしの創出

- だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に暮らしていける社会の実現が求められています。
- 安全・安心に暮らす社会を実現するためには、生涯を通じた健康支援や災害対策などにおいて、性別の違いに配慮された多様な視点での取り組みが重要となります。
- また、重大な人権侵害であるセクハラや男女間の暴力の根絶も重要な課題です。そ

のため、暴力やハラスメントが多様化する中、被害の早期発見と早期対応に向けた取り組みが必要です。

- 一方、社会保障制度全体の改革が進められている中で、性別を問わず、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- また、住み慣れた地域で、男女にかかわらず、だれもが安心して暮らすことができるよう、状況やライフステージなど、個々に応じた支援を行うことができる環境づくりを進めます。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に関する施策を整理し、暴力を許さない意識の醸成や暴力の未然防止のほか、被害者への支援などの取り組みを推進します。

4. 女性の活躍推進

- 今後、家庭や地域、また職場などあらゆる分野で女性の意見を十分反映させていくためには、あらゆる意思決定の場で女性の参画を促進する必要があります。
- 町の様々な審議会のほか、地域団体などでも女性の参画を促進し、あらゆる場面で男女共同参画の環境整備を推進します。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）の視点

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、社会、経済、環境の3側面から捉えることができる17のゴールと169のターゲットから構成されています。

目標の達成に向けてのすべての人の行動が重要となります。本計画においてもSDGsの視点を踏まえた計画の推進をめざし、関連する項目と対応させています。

1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに 	2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任つかう責任 	12 つくる責任つかう責任
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさも守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も 	8 働きがいも経済成長も	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう		

4. 施策の体系

基本理念

だれもが認めあい 互いに感謝し
自分らしくいきいきと暮らせるまち 佐用

基本目標

1. 男女共同参画に関する意識づくり

2. 男女共に活躍できる環境づくり
【女性の職業生活における活躍推進計画】

3. 安全で安心な暮らしの創出

4. 女性の活躍推進

施策

- (1) 情報の収集と発信及び啓発活動
- (2) 多様な視点のまちづくりの推進

- (1) 女性の就業情報の発信と就労支援
- (2) 多様な働き方への支援
- (3) 仕事や家庭生活の両立支援

- (1) より多くの視点による安全なまちづくりの推進
- (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備
- (3) 健康の維持・増進支援
- (4) あらゆる暴力の根絶
【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

- (1) 男女共同参画による地域の担い手づくり
- (2) 意思決定への女性参画の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1



男女共同参画に関する意識づくり

(1) 情報の収集と発信及び啓発活動

男女共同参画に関する動向や新たな取り組み、法制度について、国や県などから広く情報を収集し町民に提供、発信するとともに、人権尊重と男女平等の意識醸成のため、広報誌やセミナーなど様々な機会を通じた啓発活動に取り組みます。

また、本計画の周知のほか、関連する法律や制度の理解の促進を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等、男女共同参画の視点に配慮した情報発信 国や県をはじめとする男女共同参画に関する情報の収集及び提供 多媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによるデータ放送、L字放送、文字放送、SNS）を活用した男女共同参画に関する情報の提供 	全課
② 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 多媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによるデータ放送、L字放送、文字放送、SNS）を活用した啓発活動 本計画の周知と計画事業の推進 人権啓発と併せた男女共同参画啓発の推進 まちづくりセミナー、男女共同参画セミナー、高年大学などの開催による啓発と学習機会の提供 まちづくり推進会議における男女共同参画推進委員の立場からの情報発信 	生涯学習課 総務課 企画防災課
③ 学校教育における啓発	<ul style="list-style-type: none"> 人権さよ(作文集)の発行 人権教育研究大会の開催 	教育課

(2) 多様な視点のまちづくりの推進

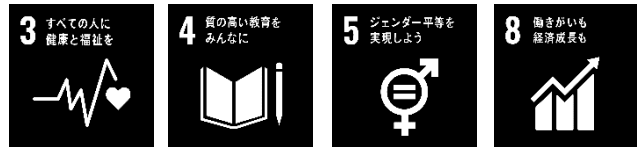
男女共同参画のみならず、一人ひとりの個性を尊重した人権意識の向上は、まちづくりを進める上で不可欠です。そして、性別や年齢、国籍などに関わらず、各自の意思や価値観に基づき、多様な人たちがまちづくりに参画する社会の実現は、必然と男女共同参画社会の構築につながります。

こうしたことから、多様な視点によるまちづくりを推進するため、固定的な性別役割分担にとらわれず、それぞれの立場でだれもがお互いを認め合い、相手の人格を尊重するなど、男女共同参画はもちろんのこと、多様性に関する学習機会や活動の創出・支援のほか、国際交流などの国際理解を深める活動の推進を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 人権文化推進運動などの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動（ポスター、標語、作文コンクール）の推進 ・「人権文化をすすめる町民運動推進会議」の開催 ・「人権文化講演会」や「人権まちづくりフェスタ」など人権啓発イベントの開催 ・広報紙やホームページなどの各種広報媒体を活用した啓発活動 ・人権擁護委員による街頭啓発、保育園や小中学校での人権教室などの人権啓発活動 ・多様性に関する啓発活動 	生涯学習課 教育課 総務課 企画防災課 住民課 健康福祉課
② 学校教育における人権学習などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や総合学習の場における人権や多様性に関する学習機会の充実 ・教職員研修の実施 ・人権さよ(作文集)の発行（再掲） ・人権教育研究大会の開催（再掲） 	教育課

<p>③ 地域での人権啓発活動への取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた学習機会の提供の充実 ・人権文化映画会の開催 ・自治会、地域づくり協議会などの各団体による視聴覚資料（DVDなど）を活用した人権啓発研修、講座の開催 ・日本語教室の開催 ・障がい者社会学級の開催 ・地域リーダー育成研修会の開催 ・多様性に関するセミナーや講演会による啓発活動 	<p>生涯学習課 教育課 総務課 企画防災課 健康福祉課 各支所</p>
<p>④ 国際理解・交流の支援への取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流、多文化共生への支援 ・ALT（外国語指導助手）との連携 ・在住外国人とのネットワーク構築事業の実施 ・社会人を対象とした英語学習、国際理解支援事業の開催 ・日本語教室の開催（再掲） 	<p>生涯学習課 教育課 企画防災課</p>

基本目標 2



男女共に活躍できる環境づくり

【女性の職業生活における活躍推進計画】

(1) 女性の就業情報の発信と就労支援

就労することは、自己実現の一つです。女性が希望に応じて能力を発揮できるよう、関係機関で実施する女性の職業能力の開発に関する情報提供を行うほか、出産、育児、介護などで離職した女性の再就職や、就業継続支援のために、就業情報の提供に取り組みます。

また、起業・創業を希望する女性に対し、商工会などの創業支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。その他、就労の場での意志決定過程への参画を推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 女性の職業能力などの開発支援	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発事業の実施 能力開発に関する講座などの情報収集と提供 	生涯学習課 商工観光課
② 女性の就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークやその他関係機関と連携した求人情報の提供 佐用チャンネルデータ放送を利用した求人情報の提供 働き方に関するセミナーの開催や相談事業などの実施 	生涯学習課 商工観光課 総務課
③ 女性の起業・創業に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 起業創業支援事業の実施 	商工観光課

(2) 多様な働き方への支援

情報や学習機会の提供、相談体制の充実などを行い、男女の均等な就労機会と待遇の確保を推進します。また、性別にとらわれず、子どもたちの選択の自由を尊重した進路指導とキャリア教育を推進します。

農業分野では、引き続き女性にも経営可能な農業の実現（※1）や森林整備における男女共同参画をめざして、地域資源を活用したセミナーの開催や体験会などの事業を推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 就労に関する相談や支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の相談窓口との連携 ・働き方に関するセミナーや相談事業などの実施 ・ハローワークやその他関係機関と連携した求人情報の提供（再掲） ・佐用チャンネルデータ放送を利用した求人情報の提供（再掲） ・企業などへの啓発・情報共有の充実 	生涯学習課 商工観光課 総務課
② キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・トライやる・ウィークをはじめとする子どもたちのキャリア教育の実施と支援 ・性別にかかわらず子どもたちの選択の自由を尊重した進路指導のための研修の推進 	生涯学習課 教育課
③ 農業などにおける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した商品企画、加工、販売など、女性が参画しやすい環境の整備 ・「農の匠」養成塾などの研修実施による農業担い手の拡大 ・森林整備への男女共同参画の推進 ・家族経営協定（※2）の締結に関する普及啓発 	農林振興課 商工観光課

※1 【経営可能な農業の実現】

事例：農業経営等での活躍により近畿農政局男女共同参画優良事列表彰を町内女性が受賞。

※2 【家族経営協定】

農業経営での家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配方法、労働時間や休日などの就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

(3) 仕事や家庭生活の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。」とされています。だれもが自ら希望するバランスで働き方や生き方ができるよう「ワーク・ライフ・バランス」への意識の醸成を図ります。また、企業への啓発にも努めるとともに、育児や介護に携わる人たちの負担軽減に向けた普及啓発も図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 家庭における意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事、育児、介護への参画促進事業の実施 ・学校での男女合同調理実習を伴う食育事業の推進 	生涯学習課 教育課 健康福祉課 高年介護課
② ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と発信 ・女性活躍推進に関する制度に認定・登録された企業の周知 	生涯学習課 商工観光課
③ ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発 ・育児、介護休業制度の普及啓発 	生涯学習課 商工観光課
④ 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、一時保育などの保育サービスの実施 ・低年齢児保育の実施 ・ファミリーサポート事業の実施 ・学童保育などの充実 ・ママプラザ・父と子のふれあい講座など子育て学習事業の充実 ・病児・病後児保育の実施 ・青少年のスポーツ活動、レクリエーション活動の充実 	生涯学習課 教育課 健康福祉課
⑤ 介護・福祉・保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの普及啓発 ・自立訓練、就労移行支援など障がい福祉サービスの普及啓発 ・健康づくり、保健サービスの普及啓発 	健康福祉課 高年介護課

基本目標3



安全で安心な暮らしの創出

(1) より多くの視点による安全なまちづくりの推進

安全で安心なまちづくりの推進は、性別や年代を問わず、より多くの人たちの参画によって確立されます。ともすれば健常な男性の視点や価値観で考えられがちな災害対応に、女性や子ども、高齢者など多様な視点を盛り込み、防災・減災・復興の各段階でそれぞれのニーズに配慮した体制づくりを進めます。

また、地域と連携した防災教育の取り組みや、ひょうご防災ネット（さよう安全安心ネット）でのわかりやすい防災情報の提供を行うなど、安全なまちづくりに向け引き続き取り組みを行います。

施策の目標	主な内容	担当課
① 防災意識の向上に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・男女のニーズに配慮した災害対策に関する周知啓発 ・多様な視点から、「防災の日常化」に関する周知啓発 ・防災、福祉、人権、地域などの連携推進 ・学校と地域における防災教育（※1） 	生涯学習課 企画防災課 健康福祉課 高年介護課 教育課 総務課 各支所
② 男女共同参画による防災体制の確立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性消防団員の入団促進 ・自主防災組織編成の推進 ・自主防災組織支援事業の実施 ・自主防災組織などでのリーダー育成事業の実施 ・男女のニーズに配慮した防災体制の普及啓発 ・防災、福祉、人権、地域などの連携推進（再掲） 	企画防災課 生涯学習課 健康福祉課 高年介護課 総務課

<p>③ 多様な視点での情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災ネット（さよう安全安心ネット）を利用したわかりやすい防災情報の提供(※2) ・多媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによるデータ放送、L字放送、文字放送、SNS）を活用した情報の提供 ・セーフティネットとしての日本語教室の開催 	<p>企画防災課 生涯学習課 総務課</p>
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

※1 【学校と地域における防災教育】

学校と地域が連携しての防災教育において、「平成21年台風第9号災害の経験・教訓を未来につなぐ大雨防災教育」が令和2年度消防庁防災まちづくり大賞の日本防火・防災協会長賞を受賞。

※2 【ひょうご防災ネット（さよう安全安心ネット）を利用したわかりやすい防災情報の提供】

12 外国語対応、音声読み上げ機能（日本語+12 外国語）、ピクトグラム（絵文字・絵単語）の使用により外国人を含め多くの人にわかりやすい防災情報の提供を行っている。

(2) だれもが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や高齢者のほか、障がい者、在住外国人、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ（※1））など、複合的な困難を抱えやすい状況にある人たちが安心して暮らすことができるよう、自立支援や相談支援などを行います。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の推進など、社会全体で支えるための体制と環境の整備を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① ひとり親家庭への支援の充実	・ひとり親家庭への自立支援・相談支援の充実	健康福祉課
② 性的少数者に配慮した情報の発信	・性の尊重や多様性に配慮した町の情報発信	全課
③ 性的少数者に配慮した意識の醸成	・性の尊重や多様性についての教育の充実 ・性の尊重や多様性についての意識啓発	生涯学習課 教育課
④ 困難を抱える人々に対する相談体制の充実	・性別に起因する課題や複合的な困難を抱える人々の相談体制の充実及び解決に向けての支援の取り組み	健康福祉課 高年介護課
⑤ 高齢者などの地域での支援体制（地域包括ケアシステム）の推進	・ふれあい喫茶やオレンジカフェ（認知症カフェ）の実施の推進 ・地域、職域、学校などでの認知症サポーター養成講座の開催 ・いきいき百歳体操や頭と体の健康教室の推進 ・認知症高齢者などの見守り・SOSネットワークの推進	高年介護課

※1 【セクシュアル・マイノリティ】

同性愛者、両性愛者、半陰陽者、トランスジェンダーなど、性にまつわる少数派をいう。性的少数者の総称のひとつとして、LGBT（Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）・Gay（ゲイ：男性同性愛者）・Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）・Transgender（トランスジェンダー：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ者）の頭文字をあわせたもの）が使われることもある。

(3) 健康の維持・増進支援

自己決定を図る権利が保障されるという視点のもと、男女がともに性について正しい認識を持ち、主体的な生き方を選択していくことができるよう、生涯にわたり性と生殖に関する健康の維持はもちろん、自己決定を図るための身体的・精神的・社会的な様々な権利が保障されていることについて、意識の啓発を図ります。また、人生100年時代の安心の基盤である健康の実現や、こころ豊かな生活を送ることができるよう、性差やそれぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援していきます。

施策の目標	主な内容	担当課
① 性と生殖にまつわる健康と権利についての普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健事業（いのちの大切さを学ぶ教室）の実施 ・「妊産婦のための食生活指針」の普及 	教育課 健康福祉課
② 性差に応じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付事業（保健指導・相談） ・妊婦健診助成事業、マタニティ教室の実施 ・母子健康包括支援センターにおける妊娠期から子育て期にわたるまでの支援の充実 ・男性女性特有のがん検診、教育の充実 	健康福祉課
③ 生涯を通じた健康支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた健康診査、健康相談、健康教育の実施 ・感染症に関する正しい知識の普及 ・各種予防接種の実施 ・こころの健康に関する相談支援の充実 ・いきいき百歳体操や頭と体の健康教室の推進（再掲） ・健康づくり教室やセミナーの開催、支援 	健康福祉課 高年介護課 生涯学習課

(4) あらゆる暴力の根絶【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

ドメスティックバイオレンス（DV）や性犯罪・性暴力、各種虐待などのあらゆる暴力の根絶に向け、防止に向けた取り組みや、被害者に対する相談・支援を推進します。

そのため、暴力を許さないという意識の徹底を図るとともに、被害者が必要なときに必要な支援を受けられるよう、一人で悩み、孤立することのない環境づくりを推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① DV・デートDV（※1）などの防止に向けた啓発及び教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DVやデートDVなど防止のための情報提供と意識啓発 ・若年層に向けた人権尊重やDV防止教育の推進 ・配偶者などからの暴力対策の周知 	生涯学習課 教育課 健康福祉課
② ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業などに対するハラスメント防止の周知啓発 	健康福祉課 商工観光課
③ DVや虐待に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVや児童、高齢者、障がい者への虐待に関する相談窓口の周知 ・子ども家庭総合支援拠点の設置（令和4年度開設）及び母子健康包括支援センター、要保護児童対策地域協議会などとの協働支援の強化 ・児童や高齢者、障がい者への虐待などの関係課の連携強化と相談対応 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会などによるネットワークの強化 	教育課 健康福祉課 高年介護課
④ 被害者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化による被害者支援の充実 ・被害者保護のための情報管理の徹底 	教育課 総務課 税務課 住民課 健康福祉課 高年介護課 商工観光課 各支所

※1 【デートDV】

交際中の異性への暴力行為。なぐる、けるなどの身体的な暴力のほか、罵倒する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

基本目標 4



女性の活躍推進

(1) 男女共同参画による地域の担い手づくり

性別役割分担意識に基づく考え方や習慣が、地域社会の様々な活動の支障とならないよう、住民の主体的な男女共同参画を支援するとともに、地域での活動や自治会活動において男女ともにその力を生かし、活動に参画できるよう情報提供などを行います。

また、地域の中から女性が社会的な意思決定過程に関わることができるよう、地域団体、ボランティアなどへの女性の進出を推進するリーダーの育成や活用を図ります。

施策の目標	主な内容	担当課
① 男女共同参画による地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する社会教育の推進 ・男女共同参画に関する住民活動、自治会活動の推進 	生涯学習課 総務課 企画防災課 各支所
② 人材発掘及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に関する人材情報の収集と提供 ・リーダー養成に関する情報発信 ・リーダー養成に関する学習機会の提供 ・自然学校などのボランティアスタッフ養成と男女共同参画の推進 ・キャラバン・メイト（※1）の育成 ・頭と体の健康教室サポーターの育成 	生涯学習課 企画防災課 高年介護課 教育課

※1 【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座の講師役をいう。

(2) 意思決定への女性参画の推進

あらゆる施策に女性の視点を反映させていくためにも、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。そして、各種審議会などへの女性委員の登用や住民参加を促進するとともに、役場が男女共同参画の推進を率先することができるよう、町職員に対する意識啓発を促しながら、女性参画の役場内環境を整えます。

また役場が特定事業主として実施すべき女性の職業生活における活躍の推進や、仕事と家庭生活の推進に関する取り組みについて詳細を定めた「特定事業主行動計画」は、本計画と整合を図りながら取り組みを推進します。

施策の目標	主な内容	担当課
① 審議会などへの女性登用の推進	・女性委員の登用の促進	全課
② 女性の参画機会の提供の充実	・あらゆる場面での住民参画の機会の充実 ・女性の意見を反映する機会の充実	全課
③ 役場・学校における男女共同参画の推進	・管理職などへの女性の登用及び支援 ・「働き方改革」促進による業務改善 ・外部研修への職員派遣 ・能力開発、職域拡大に向けた職員研修の実施 ・ハラスメント防止に向けた職員研修の実施 ・職場内におけるハラスメントなどの相談体制の充実 ・産前産後休業、育児休業、介護休業などの取得促進 ・「人権の観点からの公的広報の手引き」による情報発信に対する取り組み ・女性自身の意識高揚の推進	総務課 生涯学習課 教育課

計画策定の取り組み経過

日 程	会 議	内 容
毎年4月～5月	・生涯学習推進計画 ワーキングチーム	○各課の男女共同参画に関する取 り組み状況の確認
令和3年7月20日(火)	・まちづくり推進会議 第1回生涯学習・スポーツ部会	○第2期男女共同参画推進計画策 定についての説明および講義
令和3年8月28日(土) (延 期)	・まちづくり推進会議 第2回生涯学習・スポーツ部会	※兵庫県に緊急事態宣言が発令さ れていた為延期
令和3年10月8日(金) ～10月21日(木)	・生涯学習推進計画 ワーキングチーム	○各課の男女共同参画に関する課 題と取組調査(書面協議)
令和3年10月10日(日)	・まちづくり推進会議 第2回生涯学習・スポーツ部会	○男女共同参画による防災の取り 組みに関する講演会
令和3年11月17日(水)	・まちづくり推進会議 第3回生涯学習・スポーツ部会	○男女共同参画推進計画見直しに かかるワークショップ
令和3年12月6日(月) ～12月13日(月)	・生涯学習推進計画 ワーキングチーム	○第2次男女共同参画推進計画(素 案)の検討・確認
令和3年12月14日(火) ～12月18日(土)	・まちづくり推進会議 生涯学習・スポーツ部会	○第2次男女共同参画推進計画(素 案)の確認(書面での通知)
令和3年12月23日(木)	・定例教育委員会 ・総合教育会議	○計画案の内容と経過報告など
令和4年1月17日(月) ～1月31日(月)	・意見募集 (パブリックコメント)	○広く素案を公開しての意見募集
令和4年2月	・町議会全員協議会	○計画最終案の内容と経過報告な ど
令和4年3月	・3月定例議会	○計画議案の提出

「ジェンダーギャップ解消に関するミニ講演会」 講師：小嶋明さん（まちづくり推進会議顧問）

- ・多可町におけるジェンダーギャップ解消への取り組み～地域共生からのアプローチ
- ・豊岡市のジェンダーギャップ解消策～ジェンダーギャップ対策室・市長選挙の結果
- ・ジェンダーギャップ解消ショート落語～わかりやすく伝える

- ・男女共同参画推進計画見直しに係る説明



まちづくり推進会議 全体会議



第1回生涯学習・スポーツ部会のようす

「老若男女みんなで考える地域の防災・減災」 講師：相川康子さん（NPO 政策研究所専務理事）

講演会の参加者意見から、防災における佐用町での男女共同参画の視点から見る現在の問題点や課題、また気づきや意見を収集し、これに対応する施策等の検討資料とした。

（参加者アンケートより抜粋。一般参加者も含む。）

意見	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・災害は自分の身にも起こりうる ・家で出来る事は何か？改めて考えた ・当事者意識をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の「我がこと意識」への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女のニーズに配慮した災害対策に関する周知啓発 ・多様な視点から、「防災の日常化」に関する周知啓発 	生涯学習課 企画防災課 健康福祉課 高年介護課 教育課 総務課 各支所
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の積極的な地域交流が大切 ・要援護者と日頃から親しくしておく ・地域のローラー点検、昼夜間人口の把握も必要 ・気軽に情報共有できる関係が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流・地域支援 ・多様な人との関わりとニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、福祉、人権、地域などの連携推進 ・学校と地域における防災教育 	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共に助け合いが大事 ・受援力が大事 ・出来る人が動くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いの心 ・自ら助けを求められる力 		
<ul style="list-style-type: none"> ・非日常を常に想定した柔軟な考え方 ・防災を特別なことにしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災を日常に取り入れる工夫 		
（「平成21年台風第9号災害の経験・教訓を未来につなぐ大雨防災教育」で令和2年度消防庁の防災まちづくり大賞の日本防火・防災協会賞を受賞）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視点からの防災 		

意見	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・年だからと言わず、自分に出来る事を考える ・自助も考えておかななくてはならない ・老若男女の特性を生かした参画がいいと思う ・〇〇長となる役職を女性が積極的に受け入れられる社会風土の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にできることを考える ・老若男女すべての人の活躍 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女のニーズに配慮した災害対策に関する周知啓発 ・多様な視点から、「防災の日常化」に関する周知啓発 ・防災、福祉、人権、地域などの連携推進 ・学校と地域における防災教育 	生涯学習課 企画防災課 健康福祉課 高年介護課 教育課 総務課 各支所
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、家庭にもまだ男女差別的なことがある ・性別の差が災害時に受ける差になっている ・日常の中で、人権を自然に推進していきたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・性差による差が生まれない取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織編成の推進 ・自主防災組織支援事業の推進 ・男女のニーズに配慮した防災体制の普及啓発 ・防災、福祉、人権、地域などの連携推進 	企画防災課 生涯学習課 健康福祉課 高年介護課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・研修等があれば積極的に学びたい ・災害は想定外の事が起こるだろうから、いろんなパターンを考え、動けるようにしておくことが大切 ・平日日中を想定した防災対策 ・自治会の防災計画を楽しく続くものになるように考えたい ・参加することが大事 ・PR や集落ごとの話し合いが必要 ・一人ひとりの意識付けが必要で、その場の設定を ・地域の一人暮らしの方の把握と、誰が助け、どこへ集まるのかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練・計画の実施 		



講演会の様子

「佐用町男女共同参画推進計画見直しにかかるワークショップ」

講師：柏木登起さん（NPO 法人シミズシーズ）

兵庫県地域再生アドバイザー、佐用町地域づくりアドバイザーの柏木登起さんを講師に迎え、佐用町での男女共同参画実現のために、具体的な取り組みを考えるワークショップを開催した。部会のメンバーと職員が4つの班に分かれ協議し、どの班でも現在の佐用町、これからの佐用町について活発に意見交換がされた。

たくさん意見からこれからの佐用町における取り組みについてまとめ、計画へ反映した。

【各班からの意見：1班】

佐用町の男女共同参画の現状		これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと
現在出来ているところ、出来つつあるところ、良いところ	現在の課題、改善点困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者大学などの生涯学習への平等参加 ・ゲートボール、ターゲットボール（グラウンドゴルフ）に女性が多い ・スポーツ推進委員に女性が加わった。（12年前から。）（※前身の体育指導員にも女性委員が在籍していた） ・各種団体の長→女性増 ・集落での寄合など女性が増えている気がする ・若年世代の男女役割に差が少ない ・若年世代は男女互いに認め合う ・我が家の家事分担 ・男性が子育てに積極的になっている ・ふれあいサロンの開設・復活 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における役員 ・団体のトップに男性が多い ・会長など長が男性ばかり ・女性軽視 ・女性の発言が少ない ・女性に引っ込み思案の人が多 ・地域の男女の役割が固定化 ・職場の意識 ・共同参画を学ぶ機会がない ・男女共同参画について話し合いや考えることがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代（年代）を分けた話合いの場をもつ ・（年齢や性別ではなく）適任者を選ぶ ・家庭内のジェンダーフリーが進まなければ、役にはつけない。（役員会などに出られない。）←このためには、職場のジェンダーフリーも大切 ・ことあるごとに周知、啓発する。→子ども、若者からの発信 ・形にする。（無理矢理にでも会や役の女性比率を上げる） ・自治会長（役員）の女性比率を上げる ・各種団体の女性委員数・比率を設定する

【各班からの意見：2班】

佐用町の男女共同参画の現状		これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと
現在出来ているところ、出来つつあるところ、良いところ	現在の課題、改善点困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・20代～30代男性の家事への参加 ・家事を男性がすることに異議を言わない ・家事と子育てにおいて男女関係なく出来つつある ・保育園や学校でともに学んでいる ・男女共同参画の考え方の浸透 <ul style="list-style-type: none"> ・役員に女性が出てきた ・女性に役職がつくようになった ・女性が会議の司会をしている ・更衣室などの施設が女性用も男性用と同じように整備されている ・「原則参加」がくずれてきている ・地域のつながりが密（良いところでもあり、困るところでもある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事の負担は女性が負っている ・介護など女性が負担することが多い ・家事の負担割合が違う ・家事・子育ては女性がするものと考えられている ・結局、完全な家事分担は出来ていない ・役職がつく年代になると親の介護が必要になり仕事を辞める ・公の場で発言しにくい ・男女共同参画の情報が届かない ・グループがなくなっている ・（世界の情報は入るのに）地域の情報が入りにくい ・地域のつながりが密（良いところでもある、困るところでもある） ・高齢化率と男女共同参画は関係がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・公の場や地域の寄合などで女性が発言できる雰囲気をつくる ・いろんな視点を持った人が集まるのが大事 ・いろんな情報をもっと入るようになればいい ・地域の人たちともっとつながりをもつ ・高齢化率の高さが「変化」を遅くしていることも考慮に入れる

【各班からの意見：3班】

佐用町の男女共同参画の現状		これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと
現在出来ているところ、出来つつあるところ、良いところ	現在の課題、改善点困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育 ・中学校の教員は男女同数ほど ・教員は男女に関係なく門戸を開いている ・学校行事へ夫婦で参加が多くなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員は、ほぼ男性 ・自治会長はすべて男性である ・管理職はなぜか女性が少ない ・PTA 役員は女性が少ない ・性別役割分担意識 ・男性の家事は一時的なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・会合は男女同数で行う ・男性も家事をする



4つの班に分かれてのグループワーク



一人ひとりの思いを書きだしながら意見交換

【各班からの意見：4班】

佐用町の男女共同参画の現状		これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと
現在出来ているところ、出来つつあるところ、良いところ	現在の課題、改善点困っているところ	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、若い世代の男女共生意識の向上 ・男女共同参画が言葉だけでなく行動、動きが出てきた ・住民の意識は少しずつ変わってきている気はする ・夫婦で買い物をする人をよくみかける ・家事の分担 ・子育ての協力 ・共働きの時、お互い助け合い家事をする。お風呂掃除、ゴミ出し ・学校は進んでいると思う ・(男女別ではなく) 小学校の名簿、ロッカーは混合 ・教育の現場では教えられている。小学校、中学校では男女共同 ・男仕事と女仕事の垣根がなくなってきた ・選挙の性別の記載がなくなった ・テレビコマーシャルの変化 ・少しずつ女性リーダーが増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事分担がアンバランス ・男の偏見、女の偏見 ・(隣保の寄合には女性の参加があるが) 自治会の寄合には(女性の)参加がない ・議員さんが女性1人 ・女性の自治会長がない ・女性の管理職が少ない ・管理職の女性登用 ・正社員の女性は少ないのでは？ ・女性リーダーが出やすい雰囲気づくり ・男性の育休取得がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の意識改革が必要 ・数値目標をたてる。例えば「管理職の何%は女性とする」など ・意識をもった男性・女性リーダーの育成 ・次の世代の教育の期待 ・若者の考え、意見に耳を傾ける ・老若男女の意見を聞く ・町民すべての人が等しく理解し、行動に移す

【「課題・改善点・困っているところ」からみる佐用町に必要な取り組み】

現在の課題、改善点、困っているところ	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の情報が届かない ・男女共同参画について学ぶ機会がない ・男女共同参画について話し合いや考えることがない ・性的役割意識がある ・男性の偏見、女性の偏見がある ・高齢化率と男女共同参画は関係がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報の提供 ・セミナーや広報などによる啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等、男女共同参画の視点に配慮した町からの情報発信 ・国や県をはじめとする男女共同参画に関する情報の収集及び提供 ・多媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによるデータ放送、L字放送、文字放送、SNS）を活用した啓発活動 ・まちづくりセミナー、男女共同参画セミナー、高年大学などの開催による啓発と学習機会の提供 	<p>全課</p> <p>生涯学習課 総務課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の発言が少ない ・女性に引っ込み思案の人が多い ・女性リーダーが出やすい雰囲気づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発 ・女性の活躍 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発事業の実施 ・能力開発に関する講座などの情報収集と提供 	<p>生涯学習課 商工観光課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の意識 ・男性の育児休暇取得が低い ・役職がつく年代になると親の介護が必要になり仕事を辞める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス」 ・育児、介護休暇 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス」の啓発 ・育児、介護休暇制度の普及啓発 	<p>生涯学習課 商工観光課</p>

現在の課題、改善点、困っているところ	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性と女性で家事分担がアンバランス ・子育て、介護、家事は女性が担うことが多い ・男性の家事は一時的なことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の男女共同参画の意識づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事、育児、介護への参画促進事業 	生涯学習課 教育課 健康福祉課 高年介護課
<ul style="list-style-type: none"> ・グループがなくなっている ・地域の情報が入らない ・地域のつながりが密（良いところでもあり、困るところでもある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する住民活動、自治会活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 ・総務課 ・企画防災課 ・各支所
<ul style="list-style-type: none"> ・（隣保の寄合には女性の参加があるが）自治会の寄合には（女性の）参加がない ・自治会長など地域における役員は男性がほとんど ・地域の男女の役割が固定化している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における男女共同参画 		
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長など地域における役員は男性がほとんど ・会長や団体の長などは男性が多い ・女性の議員・役員・管理職が少ない ・正社員の女性は少ないのでは？ ・公の場で発言しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定への女性参画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の登用の促進 ・あらゆる場面での住民参画の機会の充実 ・女性の意見を反映する機会の充実 	全課



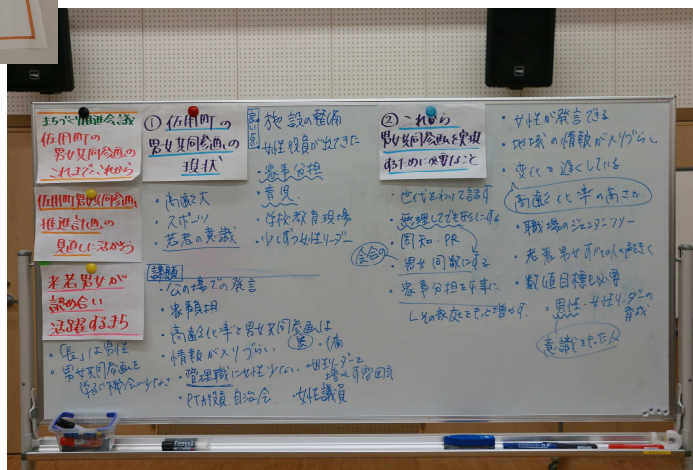
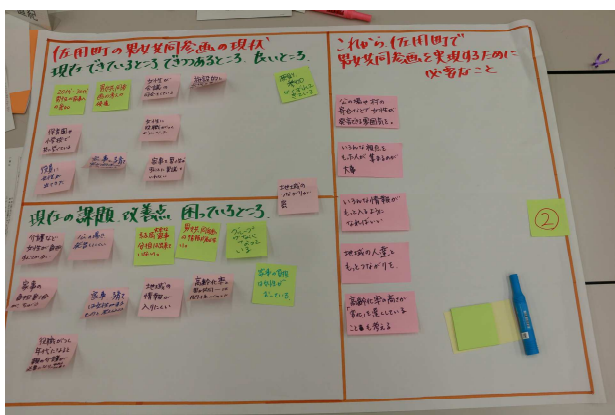
発表されたたくさんの意見について
皆で考える

**【「これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと」
からの取り組み】**

これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ことあるごとに周知、啓発する。 ・高齢化率の高さが「変化」を遅くしていることも考慮に入れる ・町民すべての人が等しく理解し、行動に移す 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報の提供 ・セミナーや広報などによる啓発活動 ・佐用町の現状の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等、男女共同参画の視点に配慮した情報発信 ・国や県をはじめとする男女共同参画に関する情報の収集及び提供 	全課
		<ul style="list-style-type: none"> ・多媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによるデータ放送、L字放送、文字放送、SNS）を活用した啓発活動 ・まちづくりセミナー、男女共同参画セミナー、高年大学などの開催による啓発と学習機会の提供 	生涯学習課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・いろんな視点をもった人が集まるのが大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性に関する啓発活動 ・生涯を通じた学習機会の提供の充実 	生涯学習課 教育課 総務課 企画防災課 健康福祉課 各支所
<ul style="list-style-type: none"> ・次の世代の教育の期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の充実 		

これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の意識改革が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発 ・女性の活躍 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発事業の実施 ・能力開発に関する講座などの情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> ・職場のジェンダーフリーが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の相談窓口との連携 ・働き方に関するセミナーや相談事業の実施 ・企業などへの啓発・情報共有の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性も家事をする ・家庭内のジェンダーフリーが進まなければ役にはつけない。(役員会などに出られない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の男女共同参画の意識づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事、育児、介護への参画促進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習課 教育課 健康福祉課 高年介護課
<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな情報がもっと入るようになればいい ・地域の人たちともっとつながりをもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する住民活動、自治会活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課 ・総務課 ・企画防災課 ・各支所
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、若者からの発信 ・若者の考え、意見に耳を傾ける ・世代(年代)をわけた話合いの場をもつ ・老若男女の意見を聞く ・公の場や地域の寄合で女性が発言できる雰囲気をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における男女共同参画 		

これから佐用町で男女共同参画を実現するために必要なこと	必要な取り組み	施策の主な内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・(年齢や性別ではなく) 適任者を選ぶ ・意識をもった男性・女性リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材発掘と育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー養成に関する情報発信 ・リーダー養成に関する学習機会の提供 	生涯学習課 企画防災課
<ul style="list-style-type: none"> ・形にする。(無理やりにも会や役の女性比率を上げる) ・自治会長(役員)の女性比率を上げる ・各種団体の女性委員数・比率を設定する ・数値目標をたてる。例えば「管理職の何%は女性とする」など ・会合は男女同数で行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定への女性参画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の登用の促進 ・あらゆる場面での住民参画の機会の充実 ・女性の意見を反映する機会の充実 	全課



グループワークで集まった男女共同参画に関する意見

第2次佐用町男女共同参画推進計画

令和4年3月

佐用町教育委員会事務局生涯学習課

〒679-5301

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2585 番地

TEL : 0790-82-3336

FAX : 0790-82-0313

URL: <http://www.town.sayo.lg.jp>